

策定年月

令和3年4月

大分県特定間伐等及び特定母樹の増殖の
実施の促進に関する基本方針

大 分 県

(令和5年3月変更)

大分県特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針

本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づく方針であり、法第3条第1項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（令和3年4月6日付け農林水産省告示第508号）に即するとともに、森林法第5条第1項の規定に基づき樹立した本県の地域森林計画（大分北部森林計画区、大分中部森林計画区、大分西部森林計画区、大分南部森林計画区）に適合して（特定間伐等の実施の促進に係る事項に限る。）、次のとおり定めるものとする。

1 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

国は、これまで、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書等に基づき、平成20年から平成24年までの第一約束期間及び平成25年から令和2年までの第二約束期間において、森林吸収源（二酸化炭素の吸収源としての森林をいう。以下同じ。）による二酸化炭素の吸収量等を確保するための間伐等の対策を推進してきたところである。

このような中、我が国は、令和2年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、令和12年度の温室効果ガスの削減目標を平成25年度総排出量比46パーセントとし、さらに、50パーセントの高みに向けて挑戦を続けていくこととしており、このうち、平成25年度総排出量比2.7パーセント相当を森林吸収量（森林吸収源による二酸化炭素の吸収量等をいう。以下同じ。）で確保することとしている。このため、国は、令和12年度における2.7パーセントの森林吸収量の確保を図るため、令和3年度から令和12年度までの10年間において、全国で年平均45万ヘクタールの間伐を実施することを目標としている。また、長期的な森林吸収量の確保を図るため、特定植栽の促進をはじめとして、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進することとしている。

本県の森林資源の状況は、民有林面積40万ヘクタールのうち、スギ・ヒノキの人工林が19万ヘクタールあり、このうち主伐が可能な46年生以上の面積は68パーセントを占める13万ヘクタールで、10年後には人工林の84パーセントに当たる16万ヘクタールが主伐可能になると見込まれており、人工林資源の高齢化が全国水準より早く進んでいる。

また、間伐等の手入れが不足している人工林や皆伐後に再生林されずに放置される森林が散見されるほか、シカによる森林被害が拡大していることなどが課題となっている。

このため、本県においても、パリ協定下の我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、引き続き、間伐等の実施を促進することとし、地域森林計画の計画量等から、令和3年度から令和12年度までの10か年間に県内民有林において促進すべき間伐の目標面積

は、91,900ha（年平均9,190ha）とする。また、今後、増加が見込まれる主伐に対しては、低コスト造林の取組等を推進し、確実な再生造林の実施を促進する。

2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

(1) 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき特定間伐等促進区域については、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、以下の考え方で設定するものとする。なお、特定間伐等には特定植栽が含まれることに留意し、(2)の特定植栽促進区域とされた林班等については、特定間伐等促進区域に含めるものとする。

- ① 間伐が適正に実施されていない森林であること。
- ② 植林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること。
- ③ 特定間伐等（作業路網等の施設（法第5条第2項第3号ハの施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること。
- ④ 特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること。

(2) 特定植栽の実施を促進すべき区域

基本指針に定められた特定植栽の実施を促進すべき区域（以下「特定植栽促進区域」という。）の基準に従い、市町村森林整備計画に定める木材生産機能維持増進森林の区域も勘案して、本県の特定植栽促進区域の範囲を下表及び別図のとおりとする。

なお、本区域は、植栽を行う場合に特定苗木による植栽を促進すべき区域であって、伐採を促進すべき区域ではないことに留意するものとする。

市町村	林班等	面積 (ha)
日田市	149林班の一部	1.50
杵築市	134林班の一部	39.97
合計		41.47

3 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとする。

① 事業の実施方法等

間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期、実施方法等は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められることを確認したうえで記載すること。

② 事業実施の確実性

事業実施主体の施業能力、資金計画、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること。また、地域の実情に応じて、多様な主体を幅広く参画させるよう努めること。

③ 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施

特定間伐等の実施の促進の目標達成に向けて、適切な施業が行われていないと認めら

れる人工林における間伐の実施、造林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること。

④ 関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、市町村以外の者による計画に対する提案制度を積極的に活用して計画を作成すること。

⑤ 特定植栽事業の実施方法等

特定植栽促進区域を含む市町村は、4の(3)の特定植栽事業の実施方法に関する事項を踏まえ、当該市町村の区域内の特定植栽促進区域において植栽すべき特定苗木の種類、特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法等について記載すること。

4 その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

(1) 特定間伐等の実施の促進に向けた援助等

県は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の確実かつ効果的な実施に資するよう、国と連携しつつ、市町村、特定間伐等の実施主体又は認定特定植栽事業者等に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるものとする。

また、県及び市町村は、特定間伐等の実施を促進するため、間伐等を実施する林業事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

(2) 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

特定間伐等促進計画には、原則として次の事項を配慮事項として定めるものとする。

① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

② 施業の集約化等の取組の推進

林業事業者から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備の推進に努めること。

④ シカ等による森林被害対策に関する事項

特定間伐等の実施に当たっては、シカ等による食害や剥皮被害対策として、防護柵の設置や剥皮被害防止ネット設置等の被害軽減策を講じること。

⑤ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐等の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作

業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

⑥ 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

⑦ 花粉発生抑制対策に関する事項

特定間伐等の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）を踏まえ、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めること。

⑧ 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成、当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

(3) 特定植栽事業の実施方法に関する事項

① 特定植栽の方法

特定植栽の実施に当たっては、供給量の限られる特定苗木を有効に活用することにより森林吸収量の最大化を図っていく観点から、特定苗木の特性及び本県の特定植栽促進区域の自然的社会的条件に応じ、1ヘクタール当たり2,000本程度の低密度植栽を行うものとする。

また、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業の導入、下刈りを原則3回までとする回数の削減などにより、造林の低コスト化・省力化に努めるものとする。

② 植栽する特定苗木の種類及び調達

本県において植栽する特定苗木の種類は、適地適木を旨としつつ、林地の立地条件、既存の造林地における林木の生育状況及び病虫害の状況等を勘案して、本県の気候条件等に適したスギ特定苗木（佐伯6号、佐伯13号等）、ヒノキ特定苗木（ヒノキ九育2-150等）を選定するものとする。

また、認定特定植栽事業者は、苗木生産事業者等と特定苗木の調達時期・調達量等に関する協定を締結するなどの予約等に努めるとともに、林業種苗法施行規則（昭和45年農林省令第40号）第21条第7号に基づき特定苗木である旨の表示が行われている苗木を調達するものとする。

(4) 特定植栽の実施の促進に寄与する取組

県及び市町村は、特定植栽の実施を促進するため、次の事項に配慮するものとする。

① 森林計画制度との連携

特定植栽促進区域においては、特定植栽の実施を盛り込んだ森林経営計画の作成を促進するほか、森林経営計画の認定時や、伐採及び伐採後の造林の届出時において、特定植栽の実施を推奨するなど、森林計画制度との適切な連携を図るものとする。

② 森林経営管理制度との連携

特定植栽促進区域においては、自ら所有森林を経営管理することが困難な森林所有者も存在することが想定される。このため、市町村は、特定植栽促進区域内の森林所有者に対し、必要に応じて森林経営管理法に基づく経営管理意向調査を実施し、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画を作成する際に特定植栽の実施を前提とした内容とするなど、森林経営管理制度も活用しながら、特定植栽の実施を促進するものとする。

5 本県における特定母樹の増殖の実施の促進の目標

本県の人工林の多くは、未だ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林も年々増加しつつあり、人工林面積に占める概ね46年生以上の割合は、令和元(2019)年時点で60パーセントとなっている。このような人工林の資源としての成熟に伴う伐採(主伐)面積の増加が見込まれることから、将来にわたり本県の森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図るためには、間伐等の施業とともに、再生林による伐採跡地の適切な更新が不可欠であるとともに、再生林に際しては従来の種苗よりも成長に優れたものを広く利用していく必要がある。

こうした中、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等において、スギ、ヒノキ等主要な人工造林樹種について、種穂の採取の用に供する母樹として、第一世代精英樹の中から成長に係る特性の特に優れたものの選抜が行われてきたほか、第一世代精英樹同士の交配により得られた樹木の中から、成長に係る特性の特に優れた第二世代精英樹の選抜が進められてきたところである。

今後、伐採後の再生林を中心とした人工造林において必要となる特に優良な種苗の確保を図るためには、高齢級に移行しても成長持続性に優れた本県特有の挿し木在来種苗からなる採穂園を整備するほか、樹木の有する様々な特性を考慮し、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定した特定母樹のうち本県の気候等の条件に適したものの増殖の実施を促進し、特定母樹により構成された採種園及び採穂園の新規の造成並びに既存の精英樹による採種園及び採穂園母樹の特定母樹への切り替えの整備を進めることが急務である。

本県の地域森林計画(大分北部森林計画区、大分中部森林計画区、大分西部森林計画区、大分南部森林計画区)から見込まれる将来の人工造林面積は、年間1,137ヘクタールと見込まれる。本県においては、隣接する県も含めた広域における将来の人工造林に必要な種苗について、本県特有の挿し木在来種苗や広葉樹等特定母樹以外の樹種、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗、マツノザイセンチュウ抵抗性品種等地域の事情に応じた種苗の他は、特定母樹から採取する種穂によって生産することが可能となるよう大分県及び民間による取組により特定母樹の増殖の実施を促進し、令和12年度までに、スギ10,000本、ヒノキ250本の特定母樹を増殖することを目標とする。

注) 必要な特定母樹の本数は、スギ採穂園で穂を採取する場合は、造林用苗木1万本当たり500本。ヒノキ採穂園で穂を採取する場合は、造林用苗木1万本当たり2,000本を目安とする。

6 本県における特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

(1) 種穂の生産に関する事項

本県においては、これまでは、県が整備する採種園・採穂園に植栽された母樹等から苗木生産用の種穂を採取し、県内の苗木生産事業者に配布されてきたところである。今後は、特定母樹の増殖については県に加え、民間による取組を促進することとし、令和12年度までに増殖する、スギ10,000本、ヒノキ250本の特定母樹については、県及び認定特定増殖事業者が増殖し、そこから採取され苗木の育成に供される種穂については大分県樹苗生産農業協同組合(以下、大分県樹苗協)等の関係者と調整を図った上で、県内外の苗木生産事業者に広く配布することとする。この場合、認定特定増殖事業者が増殖する特定母樹から採取する種穂の配布先が確保されるよう留意するものとする。なお、大分県農林水産部農林水産研究指導センター林業研究部(以下、林業研究部)は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター九州育種場と連携しつつ、更なる優良種苗の確保に向け、優れた材質を有するスギやヒノキなどの林木育種の推進に努める。

加えて特に、スギ花粉発生源対策に対応する花粉の生産量の少ない特性を有する種苗、マツノザイセンチュウやスギカミキリ、台風害に抵抗性の特性を有する種苗、剛性に優れた特性を有する種苗、優良な広葉樹苗木等の種穂の生産についても推進する。

(2) 苗木の生産に関する事項

本県では、令和2年度末時点で約40名の苗木生産者により、林業用苗木がおよそ1,390千本生産・出荷され、県内の人工林の健全な更新に寄与しているところである。今後、増加が見込まれる伐採後の造林を適切に行っていくためには、苗木生産事業者の果たす役割は極めて重要である。

このため、本県において、森林経営計画に基づく森林施業の推進を通じた計画的な伐採及び伐採後の造林の確保を図るとともに、令和12年度までにスギ200,000本、ヒノキ1,250本の特定苗木を供給することを目標とし、県、市町村、認定特定増殖事業者、大分県樹苗協、森林組合等種苗関係者間において、隣接する都道府県間などを含む広域的な種苗の需要等の見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有を図り、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業団体に対し、特定母樹から採取する種穂により生産された種苗の普及に努め、特に優良な種苗の生産のために必要な苗畑、温室等の整備を進めていくこととする。また、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業体に対する特定苗木の利用の促進に努める。

また、「スギ花粉発生源対策推進方針」において、「令和14年度までに花粉症対策に資するスギ苗木の、スギ苗木全体の年間生産量に占める割合を約7割に増加させる」という目標が掲げられたところである。本県における花粉症対策に資するスギ苗木の割合は、令和2年度時点で概ね7割を達成しているが、今後も継続的に取組を行い生産拡大に努めることとする。

加えて、マツノザイセンチュウやスギカミキリ、台風害に抵抗性の特性を有する種苗、剛性に優れた特性を有する種苗、優良な広葉樹等の種穂から生産される苗木等多様なニーズに応じた優良種苗の生産を推進する。

さらに、単位面積当たりの植栽本数の低減や下刈りの省力化等、造林・保育の低コスト化につながるコンテナ苗の生産を令和6年度末までに概ね540千本とするよう生産拡大を加速する。

なお、人工造林にあたっては、適地適木を旨とし、生物多様性の保全、森林所有者の意向等に配慮した苗木が選定される必要があることから、こうしたニーズに適切に対応できる種苗の生産に努めるものとする。

7 特定増殖事業の実施方法に関する事項

(1) 増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業において増殖する特定母樹は、農林水産大臣が定める特定母樹の中から、本県の気候条件等に適した種類を、樹種ごとに選定するものとする。なお、本県の気候条件に適した特定母樹の種類は、別途、公表するものとする。

また、特定母樹は、それを所有する者から認定特定増殖事業者や県が配布を受けるが、特定母樹の生産については、適期があることから、その適期に間に合うよう、特定母樹所有者と必要な配布本数や配布時期について調整を行う。

(2) 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、原則として、挿し木又は接ぎ木のいずれかの手法から選択するものとする。挿し木又は接ぎ木で繁殖する際は、繁殖後の個体にラベリングするなどにより、繁殖した個体の種類、種類ごとの繁殖本数を把握できるよう適切に管理するものとする。また、余分に繁殖した苗木や繁殖に供した育成木の本数管理も行い、特に繁殖に供した育成木は役目が終了したら処分し、記録するものとする。

① 挿し木の方法

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター九州育種場等から提供を受けた特定母樹の種穂等を植栽し、数年間育成した後、9月から4月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝等を採取し、挿し木床に挿し付けて、増殖特定母樹用の挿し木苗を育成するものとする。

② 接ぎ木の方法

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター九州育種場等から提供を受けた特定母樹の種穂等を植栽し、数年間育成した後、12月から3月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝から接ぎ穂を採取し、台木に接いだ苗木を増殖特定母樹用の接ぎ木苗として育成するものとする。

(3) 母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理

挿し木又は接ぎ木による繁殖によって増殖した母樹を植栽し、採種園・採穂園として整備する土地は、平坦地又は緩斜地であること、土壌が深く地味が良好であること、水

利の便が比較的良いこと、同じ樹種の林分からなるべく隔離されていること、林道等からの距離が短く交通が便利なこと等、植栽する母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。また、病虫害、獣害、気象害の防除対策が確実に行われる必要がある。

増殖した特定母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する特定母樹の本数及び配置は、植栽する母樹の枝張りの確保、種穂の採取作業の実施等の観点から、以下の基準を目安とし、採種園又は採穂園の別、母樹の植栽間隔、母樹の植栽本数、面積等の具体的な内容を記載するとともに、設計図を添附するものとする。

① スギ採穂園

- ・特定母樹を種類ごとに列状に植栽。
- ・母樹の植栽間隔は1.0～2.5m、造林に必要な山行き苗の本数を勘案して特定母樹を植栽（植栽木1本当たり採穂数は25本/年程度が目安）。
- ・採穂園周囲には、作業内容、作業車輛を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。

② ヒノキ採穂園

- ・特定母樹を種類ごとに列状に植栽。
- ・母樹の植栽間隔は1.0～2.5m、造林に必要な山行き苗の本数を勘案して母樹を植栽（植栽木1本当たり採穂数は10本/年程度が目安）。
- ・採穂園周囲には、作業内容、作業車輛を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。

(4) 母樹から採取する種穂の配布

特定増殖事業によって増殖した母樹から採取する種穂の配布先は、県内の苗木生産事業者が広く利用できるよう、県、市町村、大分県樹苗協、森林組合等県内の関係者の要望をとりまとめるうえ、需給調整会議等により十分調整を図ったうえで決めることとする。

(5) 特定増殖事業の実施期間

特定増殖事業の実施期間は、以下の基準を目安とし、特定母樹の繁殖、母樹の植栽及び種穂等の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

① スギ採穂園

年次	年度	作業種
1		特定母樹の穂木等2種類各5本、計10本を国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター九州育種場等から購入、苗畑等に
～	～	育成
4		育成後の母樹から1本当たり25本の穂木（挿し穂）を採取（各種類125本）、挿し木苗として250本養苗（得苗率8割を目標）
5		養苗後の挿し木苗を母樹として採穂園に植栽（植栽本数100本×2ブロック）、施肥
～		育成
9		採穂、穂木配布

10		苗畑に植栽（苗木生産まで行う場合）
11		育成
12		苗木配布

注：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

② ヒノキ採穂園

年次	年度	作業種
1		特定母樹の穂木等1種類10本を国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター九州育種場等から購入、苗畑等に定植（施肥、深耕）
2		育成
5		育成後の特定母樹から1本当たり10本の穂木を採取 挿し木苗として100本養苗（得苗率5割を目標）
6		養苗
7		養苗後の挿し木苗を母樹として採穂園に造成（造成、植栽本数50本）、 施肥
～	～	育成
11		採穂、穂木配布
12		苗畑に植栽（苗木生産まで行う場合）
～		育成
16	～	苗木配布

注1：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

8 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

(1) 特定母樹の増殖の実施の促進に向けた援助等

県は、特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖の確実かつ効果的な実施に資するよう、特定母樹を開発し、所有している国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター九州育種場等と連携しつつ、認定特定増殖事業者に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるとともに、林業・木材産業改善資金の貸付を行うものとする。また、特定増殖事業の実施を促進するため、苗木の生産事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

貸付相談窓口：大分県農林水産部 団体指導・金融課
大分県各振興局農山（漁）村振興部

(2) 認定特定増殖事業者に対する支援

県は、認定特定増殖事業計画の円滑な実施が促進されるよう、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等の特定母樹所有者に、特定増殖事業に必要な特定母樹の配布要請を行うものとする。

9 その他

参考として、市町村が作成する特定間伐等促進計画、特定増殖事業又は特定植栽事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画又は特定植栽事業計画、その認定申請書等について、別記様式のとおり様式例を示す。

(別記様式1)

特定間伐等促進計画

大分県 ○○市
※複数市町村による連名可
令和 ○年○月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、91,900ha（年平均9,190ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で○○○○ha（年平均○○○ha）の間伐を行うことを目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地勢図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を、面的に区域設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	面積	樹種又は林相	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)			

- ※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。
- ※ 間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容							対図番号又は林小班名	交付金希望	備考	
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	造林面積	うち人工造林				うち天然更新					
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積	天然更新時期				天然更新樹種

- ※ 人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。
- ※ 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。
- ※ 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(5) その他施設

事業実施主体	事業実施主体	所在場所				施設名	数量	対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班					

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院 1/25000地勢図相当の図面又は1/5000森林基本図に図示)

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号又は林小班名を表示

4 特定植栽促進区域

本市(町)における特定植栽促進区域の範囲は別図のとおりとする。

5 特定植栽事業の実施方法

- (1) 植栽すべき特定苗木の種類
- (2) 特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関する事。

6 特定植栽事業の実施の促進のための方策

- (1) 現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関する事。

- (2) 集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関する事。
- 7 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進
 - (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。
 - (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。
- 8 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進
 - (1) 路網の整備の推進に関する事。
 - (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。
 - (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。
- 9 間伐材の利用の推進
 - (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。
 - (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。
- 10 人材の育成・確保等
 - (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関する事。
 - (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。

(別記様式2)

特定増殖事業計画

氏名 } 〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕
令和 ○年 ○月 ○日

1 特定増殖事業の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた本県の基本方針においては、増殖した特定母樹（以下「増殖特定母樹」という。）の採取源の整備を行うことが目標に掲げられており、県下の増殖特定母樹により構成された採種園及び採穂園における整備の規模は、スギ特定母樹の本数10,000本、ヒノキ特定母樹の本数250本となっている。

このため、本特定増殖事業において、特定母樹合計○○本の(スギ・ヒノキ)採穂園の整備を行うことを目標とする。

2 特定増殖事業の実施計画

(1) 増殖する特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法	樹種	○ ○ (例：スギ)								
	種類数	○ 種類 (例：9種類)								
	指定番号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号
	名称	県○○○号	県○○○号	県○○○号	県○○○号	九育○-○号	九育○-○号	九育○-○号	九育○-○号	九育○-○号
繁殖に使用する種穂又は苗木別の本数	穂木					○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	苗木	○○本	○○本	○○本	○○本					
入手先		○○ (例：国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所林木育種センター九州育種場)								
繁殖の方法別の繁殖予定数量	挿し木	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	接ぎ木									
	その他(組織培養等)							(例：組織培養) ○本	(例：組織培養) ○本	

繁殖するための施設等	挿し木	○○ (例:温室)	○○ (例:露地)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	接ぎ木	○○ (例:苗畑)	○○ (例:苗畑)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	その他(組織培養等)							培養室 (組織培養)	培養室 (組織培養)	
(2)母樹を植栽する土地の所在地	採種園	○○市町村(郡)○○字(大字)○○地番								
	採穂園	○○市町村(郡)○○字(大字)○○地番								
(3)母樹を植栽する土地の面積	採種園	ha								
	採穂園	ha								
	合計	ha								
(4)植栽する母樹の本数	採種園	本								
	採穂園	本								
	合計	本								

※ 特定母樹の樹種ごとに作成する。

(1)については、増殖する特定母樹の種類ごとに、特定母樹を繁殖する方法を記載する。

(2)については、母樹を鉢等で管理する場合は、管理する所在地を記載する。

(5) 植栽する母樹の配置に関する計画

※ 採種園又は採穂園の別、植栽間隔、植栽本数、面積等の具体的内容を記載するとともに、設計図を添付する。

(例－1) スギ採穂園の造成をする場合の記載例

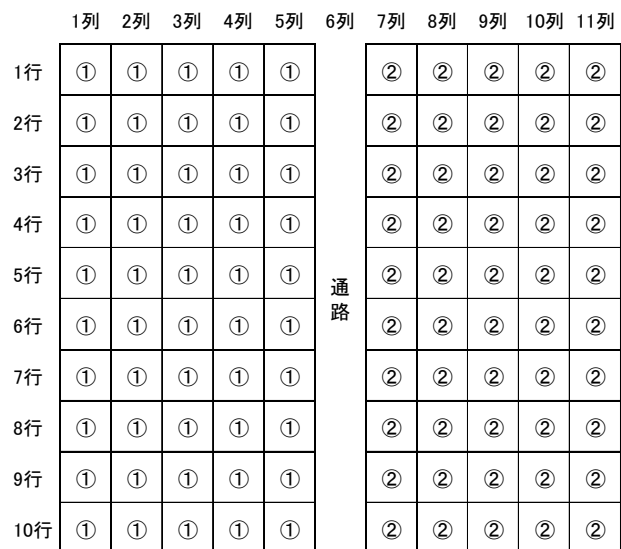
- ・ 2種類の特定期母樹によるスギ採穂園を造成。
- ・ 特定期母樹 1種類当たり、100本のクローンを列状に植栽。
- ・ 植栽間隔は、1.5mとし、計200本の母樹を植栽。
- ・ 面積計 624.96m²
- ・ 母樹の配置は、下記設計図のとおり。

【スギ採穂園設計図】

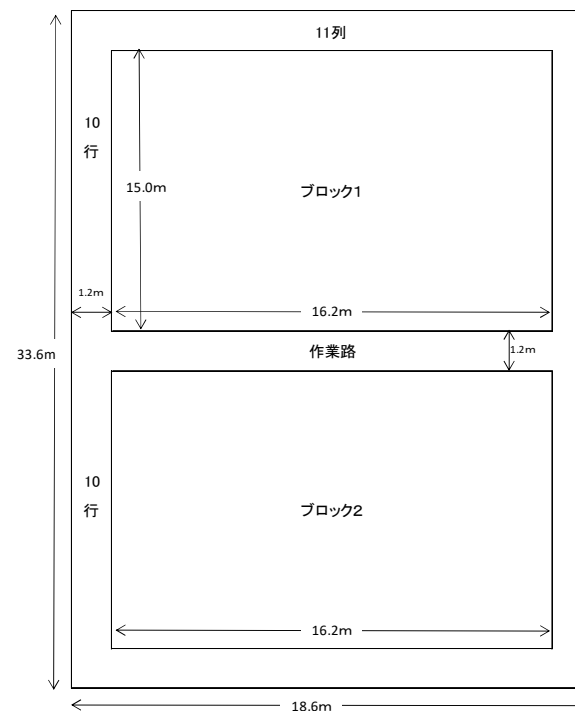
○ 植栽する特定期母樹の種類、植栽本数

特定期母樹の名称	配置番号	植栽本数
特定〇〇〇号	①	100
特定〇〇〇号	②	100

○ ブロック内配置図



○ スギ採穂園全体の設計図



(例-2) ヒノキ採穂園の造成をする場合の記載例

- ・ 1種類の特特定母樹によるヒノキ採穂を造成。
- ・ 母樹の植栽間隔は、1.5mとし、計50本の母樹を植栽。
- ・ 面積計 184.14m²
- ・ 母樹の配置は、下記設計図のとおり。

【ヒノキ採穂園設計図】

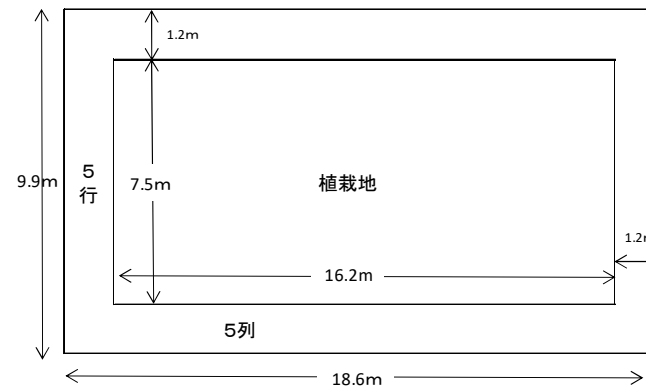
○ 植栽する特特定母樹の種類、植栽本数

特特定母樹の名称	配置番号	植栽本数
特定〇〇〇号	①	50

○ 配置図



○ ヒノキ採穂園全体の設計図



(6) 植栽する母樹の管理に関する計画

※植栽する母樹の管理に関する計画について具体的な内容を記載する。また、植栽からの年度ごとの予定を記載する。

(例－1) スギ採穂園を造成する場合の記載例

○ 管理の具体的な計画

① 植栽

- ・平坦地（又は傾斜度15度以下の緩傾斜地）で特定母樹のクローンごとに列状（又は帯状）に植栽する。
- ・系統管理は、特定母樹の種類を記載したラベルを単木毎に樹幹に付けることにより行う。

② 育成

- ・植栽後、適宜、施肥、病虫害防除等の薬剤散布を実施する。

③ 樹形誘導

- ・除草や整枝剪定等の管理、採穂等の作業を考慮して、断幹高の目安を180cmとし、立上りの枝を含めた採穂時の樹高の目安を230mとする。

④ 挿し穂の採取

- ・穂の採取は、母樹への影響を極力少なくすることとし、穂の取過ぎに注意することとする。

⑤ 整枝剪定

- ・萌芽枝の発生を促進するよう、適期に整枝剪定を行うこととする。

○ 植栽からの年度毎の予定スケジュール

	年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	年度												
Iブロック	作業種	植栽 施肥	育成	育成	剪定	育成	育成	断幹	育成	剪定 断幹	育成	断幹	育成
		-		-	-	植栽 施肥	育成	育成	剪定	育成	育成	断幹	育成
	採穂	-		-	採穂	-	-	-	-	採穂 穂木配布	採穂 利用配布	採穂 利用配布	採穂 利用配布

3 母樹を植栽する土地の状況（法第9条第2項第3号に規定する場合に記入）

※ 伐採する森林の所在場所は、林小班まで、伐採する森林ごとに記載する。

特定増殖事業者と森林所有者等が異なる場合は、当該森林の使用についての森林所有者の同意書等を添付するものとする。

伐採する森林の所在場所	〇〇市町村（郡） 〇〇字（大字） 〇〇地番 〇〇林班 〇〇小班
森林所有者等の氏名（法人にあつては名称及び代表者）・住所	
伐採面積	ha
伐採樹種	
伐採齢	
伐採の期間	
集材方法	集材路・架線・その他（ ）
集材路の予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m

4 増殖特定母樹から採取する種穂及び育成する特定苗木の配布の計画

配布する種苗の種類	配布予定時期	種子の精選の有無	配布予定先（事業者名）	配布予定数量
種子				
穂木		-		
苗木		-		

※配布予定先の事業者が未定な場合は、配布予定の都道府県名を記載する。

※ 苗木を育成する場合は以下も記載する。

苗木の育成の場所	〇〇市町村（郡） 〇〇字（大字） 〇〇地番
苗畑面積等	

5 特定増殖事業の実施時期

※ 特定増殖事業の全体の実施期間を記載する。

年 月 日～ 年 月 日

※ 特定増殖事業開始からの作業工程ごとの予定スケジュールを記載する。

(例ー1) スギ採穂園を造成する場合の記載例

年 次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～	45
年 度												
特定母樹の繁殖				→								
植栽予定地の 森林の伐採	→				→							
母樹の植栽	→				→							
母樹の育成		→										
穂の採取				→					→			→
穂の配布									→			→

(例-2) ヒノキ採穂園を造成する場合の記載例

年次	1	2	3	4	5	6	7	～	11	12	～	16	～	45
年度														
特定母樹の繁殖					→	→	→							
植栽予定地の 森林の伐採	→						→							
母樹の植栽	→						→							
母樹の育成		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
穂の採取					→				→	→	→	→	→	→
穂の配布									→	→	→	→	→	→

6 特定増殖事業を実施するのに必要な資金額及びその調達方法

※ 特定増殖事業で必要となる施設・作業種等の種類ごとに記載する。

施設・作業 種等の種類	予定 年度	資金調達先別金額（千円）				合計
		自己資金	林業・木材 産業改善資金	その他 借入金	その他 (補助金等)	

(別記様式3)

特定植栽事業計画

氏名〔法人にあつては名称〕
及び代表者の氏名〕

令和〇年〇月〇日

1 特定植栽事業の目標

2 特定植栽事業の内容及び実施期間

(1) 特定苗木の種類及び調達に関する事項

(2) 特定植栽事業の実施計画

① 特定苗木を植栽する森林の所在場所別の植栽等の実施計画

事業実施主体	事業実施年度	森林の所在場所				森林所有者	森林の現況	植栽の内容				保育等の内容		鳥獣害対策	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班			植栽面積(ha)	植栽時期	苗木の種類	植栽本数(本/ha)	実施時期	実施方法		

(注)

1. 森林の所在場所欄は、同一地番の森林について、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記すること(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班的の記号を用いる)。
2. 森林所有者欄には、申請者と当該森林の森林所有者が異なる場合に、当該森林所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。
3. 事業実施主体欄には、施業の種類によって主体が異なる場合には、行を分けて記載すること。
4. 森林の現況欄には、森林、伐採跡地等の土地の現況について記載すること。
5. 植栽面積欄は、実測又は見込みによりヘクタールを単位とし小数第4位まで記載するとともに、特定植栽のための伐採後に植栽する場合は、当該伐採に係る面積と一致するよう記載すること。また、複数の樹種を植栽する場合には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
6. 植栽時期欄には、植栽を開始する年月日から、植栽を終了する年月日までを記載すること。

7. 苗木の種類欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ等の樹種及び特定苗木の種類のほか、コンテナ苗・裸苗の別を記載すること。なお、特定植栽事業計画の対象森林に局所的に尾根部のような特定苗木の植栽に適さない箇所が含まれる場合、当初計画していた数量の特定苗木が調達できなかった場合等のやむを得ない事由があるときは、特定苗木以外の苗木を植栽することも差し支えないものとする。
8. 保育等の欄には、下刈り等の保育、実施時期、実施方法について記載すること。
9. 特定植栽事業計画の作成時に地番等の箇所別の植栽等の事項を確定させることができない場合は、森林の所在場所欄の林小班等欄に森林の区域（林班程度）を記載するとともに、森林所有者、事業実施主体、植栽計画及び保育計画等については事業計画作成時点において把握している事項について記載すること。

② 特定植栽のための伐採の実施計画

事業実施主体	事業実施年度	森林の所在場所				森林の現況				森林所有者	特定植栽のための伐採を行う場合の伐採計画							備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	面積(ha)	樹種	林齢	立木材積(m ³)		伐採面積(ha)	伐採方法	伐採率(%)	伐採立木材積(m ³)	伐採の期間	集材方法	延長 集材路の予定幅員・	

(注)

1. 森林の所在場所欄は、同一地番の森林について、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記すること（その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班的の記号を用いる）。
2. 森林所有者欄には、申請者と当該森林の森林所有者が異なる場合に、当該森林所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。
3. 面積欄、伐採面積欄は、実測又は見込みによりヘクタールを単位とし小数第4位まで記載すること。
4. 伐採の方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
5. 樹種欄は、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ等の樹種を記載すること。

6. 林齢欄は、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの林齢を記載し、最も林齢の低いものの林齢と最も林齢の高いものの林齢とを「(○～○)」のように記載すること。
7. 伐採の期間が1年を超える場合においては、伐採の期間欄は年次別に記載すること。
8. 集材の方法欄は、集材路、架線、その他の別を記載すること。
9. 事業計画の作成時に地番等の箇所別の伐採に関する事項を確定させることができない場合は、森林の所在場所欄の林小班等欄に森林の区域(林班程度)を記載するとともに、森林所有者、事業実施主体、伐採計画等については事業計画作成時点において把握している事項について記載すること。

③ 特定植栽事業の計画量

(単位：ha)

特定苗木の種類	植栽面積					
	年度	年度	年度	年度	年度	合計
合計						

(3) 特定植栽事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 特定植栽事業を実施するために必要な資金額及びその調達方法

機械・事業等の種類	予定年度	資金調達先別金額（千円）				
		自己資金	林業・木材産 業改善資金	その他 借入金	その他 (補助金等)	合計
合計						

(注)

1. 補助金等及びその他借入金については、計画申請時点における予定を記載すること。
2. 特定植栽事業に必要となる機械・事業等の種類ごとに記載すること。

4 その他

(1) 特定植栽等に係る森林の権原を取得していることを証する書類

(注) 自己が所有する森林以外で計画を作成する場合は、当該森林について権原を有していることを証する書類を添付すること（同意書、契約書等）

(2) 造林事業に関する実績

(注) 直近3カ年程度の造林事業の実績を記載すること。

(別記様式4)

特定増殖事業計画認定申請書

令和〇年〇月〇日

大分県知事 殿

(申請者)

住所 法人にあつては名称

氏名 及び代表者の氏名

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、別添の特定増殖事業計画の認定を申請します。

(別記様式5)

特定増殖事業計画変更認定申請書

令和〇年〇月〇日

大分県知事 殿

(申請者)

住所 法人にあつては名称

氏名 及び代表者の氏名

令和〇年〇月〇日付けで認定を受けた特定増殖事業計画について、下記のとおり変更したく、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(注) 認定特定増殖事業計画書より変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。

(別記様式6)

〇〇第 号
令和〇年〇月〇日

(申請者) 殿

大分県知事

特定増殖事業計画認定通知書

〇年〇月〇日付で申請のあった特定増殖事業計画について、認定することを通知します。
併せて、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則第7条の登録証を送付します。

(別記様式7)

特定植栽事業計画認定申請書

令和〇年〇月〇日

大分県知事 殿

(申請者)

住所 法人にあつては名称

氏名 及び代表者の氏名

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の規定に基づき、別添の特定植栽事業計画の認定を申請します。

(別記様式8)

特定植栽事業計画変更認定申請書

令和〇年〇月〇日

大分県知事 殿

(申請者)

住所 法人にあつては名称

氏名 及び代表者の氏名

令和〇年〇月〇日付けで認定を受けた特定植栽事業計画について、下記のとおり変更したく、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(注) 認定特定植栽事業計画書から変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。

(別記様式9)

〇〇第 号
令和〇年〇月〇日

(申請者) 殿

大分県知事

特定植栽事業計画認定通知書

〇年〇月〇日付けで申請のあった特定植栽事業計画について、認定することを通知します。

(別記様式10)

伐採及び伐採後の植栽に係る森林の状況報告書

令和〇年〇月〇日

市町村長 殿

(報告者)

住所 法人にあつては名称

氏名 及び代表者の氏名

令和〇年〇月〇日付けで認定を受けた特定植栽事業計画に係る森林につき、次のとおり伐採及び伐採後の植栽を実施したので、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第17条第2項の規定により報告します。

1. 森林の所在場所

市	町			
		大字	字	地番
郡	村			

2. 伐採の実施状況

伐採面積				ha
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	%	
伐採樹種				
伐採の期間				
集材方法	集材路・架線・その他 ()			
集材路の幅員・延長	幅員	m	延長	m

3. 伐採後の植栽の実施状況

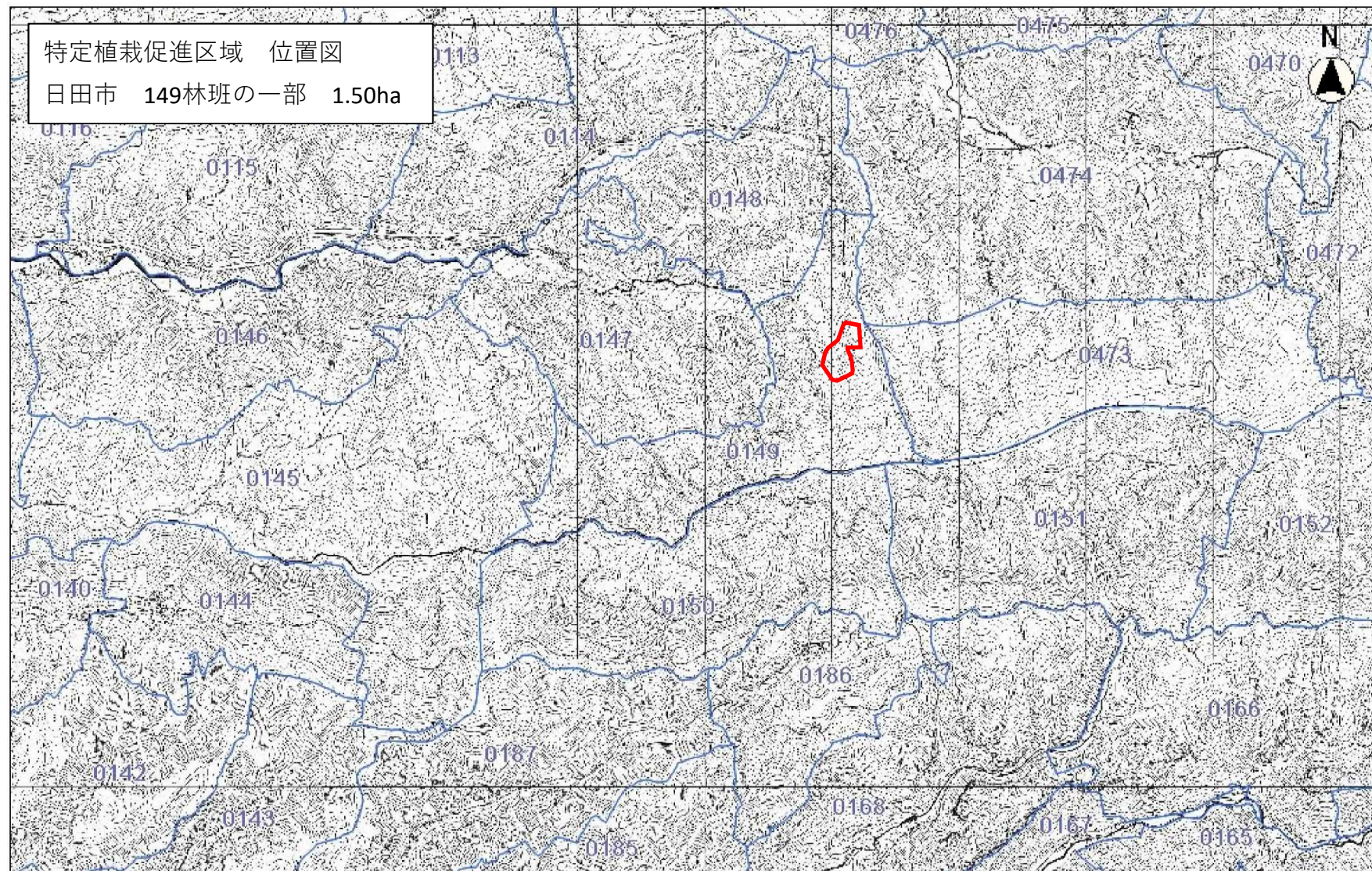
植栽の期間	植栽樹種	樹種別の植栽面積	樹種別の植栽本数	鳥獣害対策

4. 備考

注意事項

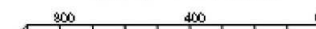
1. 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。

2. 森林の所在場所ごとに記載すること。
3. 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
4. 樹種は、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ等の樹種を記載すること。
5. 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
6. 植栽の実施状況欄には、複数の樹種を植栽したときは、植栽樹種、樹種別の植栽面積及び樹種別の植栽本数欄には、植栽した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

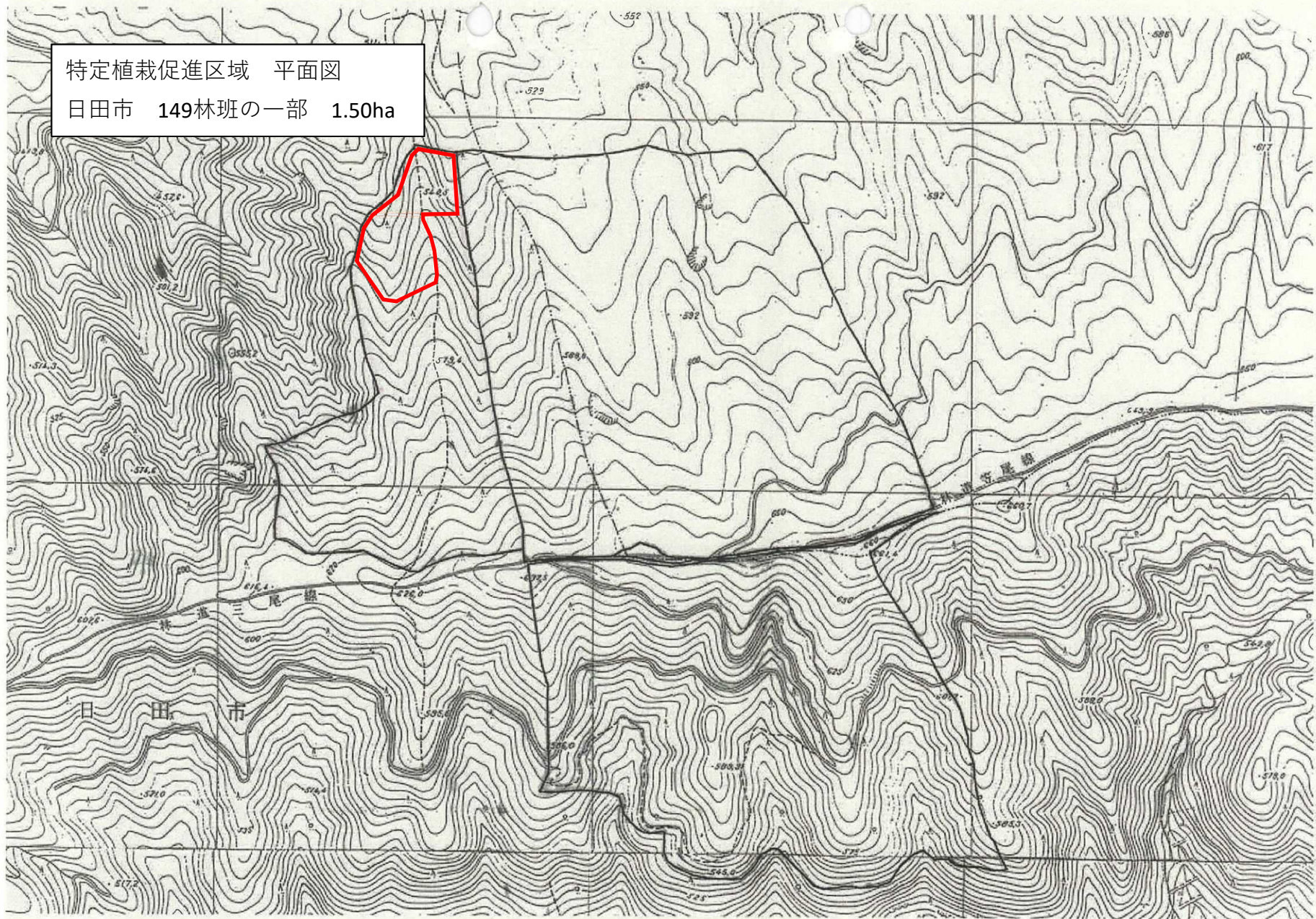


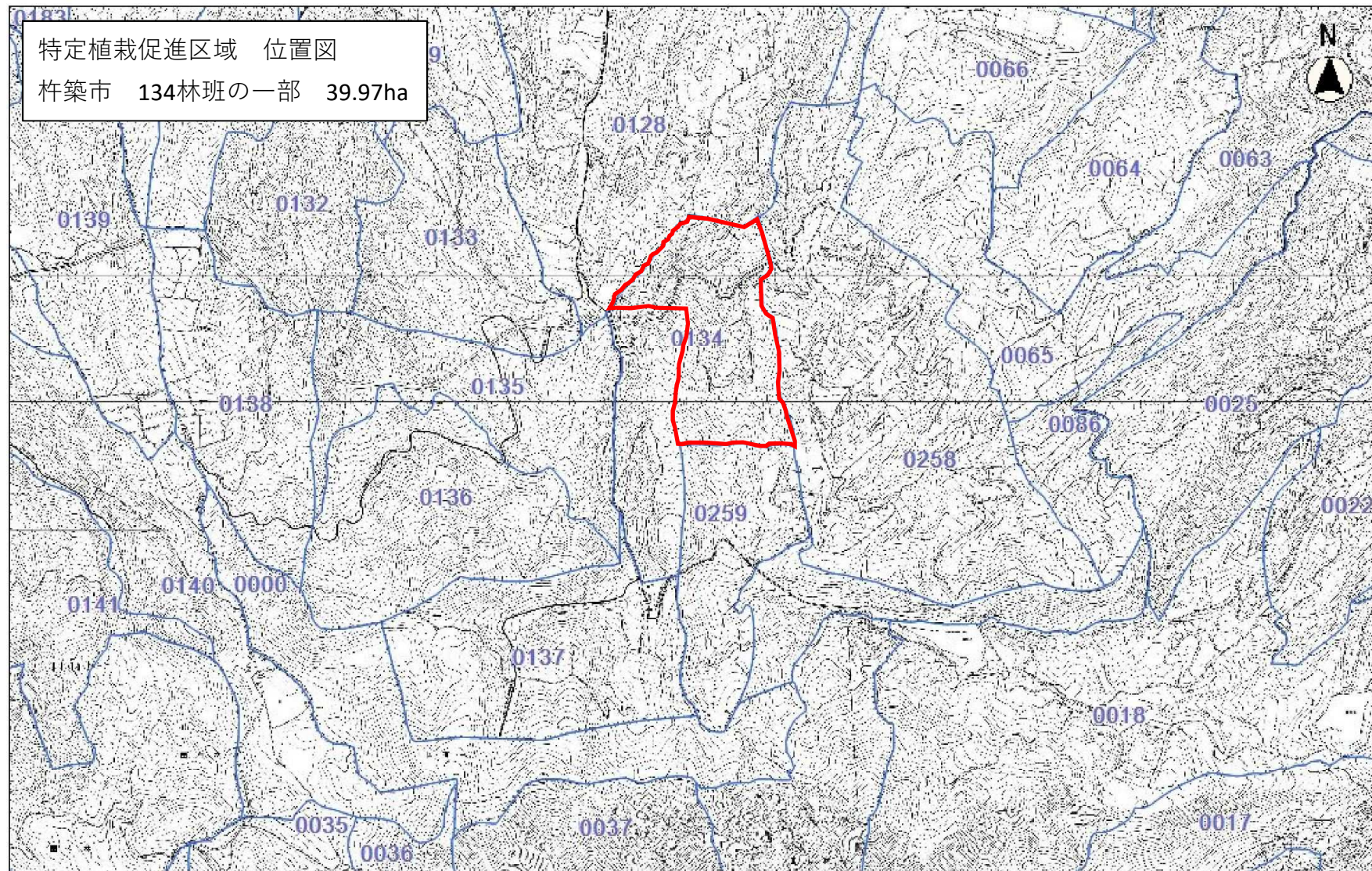
特定植栽促進区域 位置図
日田市 149林班の一部 1.50ha

縮尺 1 : 20000

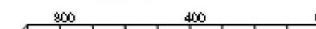


特定植栽促進区域 平面図
日田市 149林班の一部 1.50ha





縮尺 1 : 20000



特定植栽促進区域 平面図
杵築市 134林班の一部 39.97ha

